



違法アップロード対策としての技術的手段と 国境を越えた権利執行についての 「日本の取組」

2010年2月

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
(Content Overseas Distribution Association)



日本におけるインターネットビジネス の状況



インターネットによるビジネス環境の変化

アナログでのライセンスビジネス

- ・CD/DVD/ゲームソフト/出版物等を各国にライセンス
- ・「B to B」のビジネス

インターネットでのライセンスビジネス

- ・アナログでのライセンスに付加できる新たな権利
- ・「B to C」のビジネスへの変化



参考：日本のインターネット人口

◆ 合計：9,091万人（人口普及率：75.3%）

利用端末別内訳（個人）：

PC、モバイル端末併用	6,196万人（68.2%）
PCのみ	1,507万人（16.6%）
モバイル端末のみ	821万人（9.0%）
PC、モバイル、ゲーム機・TV等	475万人（5.2%）

回線速度別内訳（世帯）：

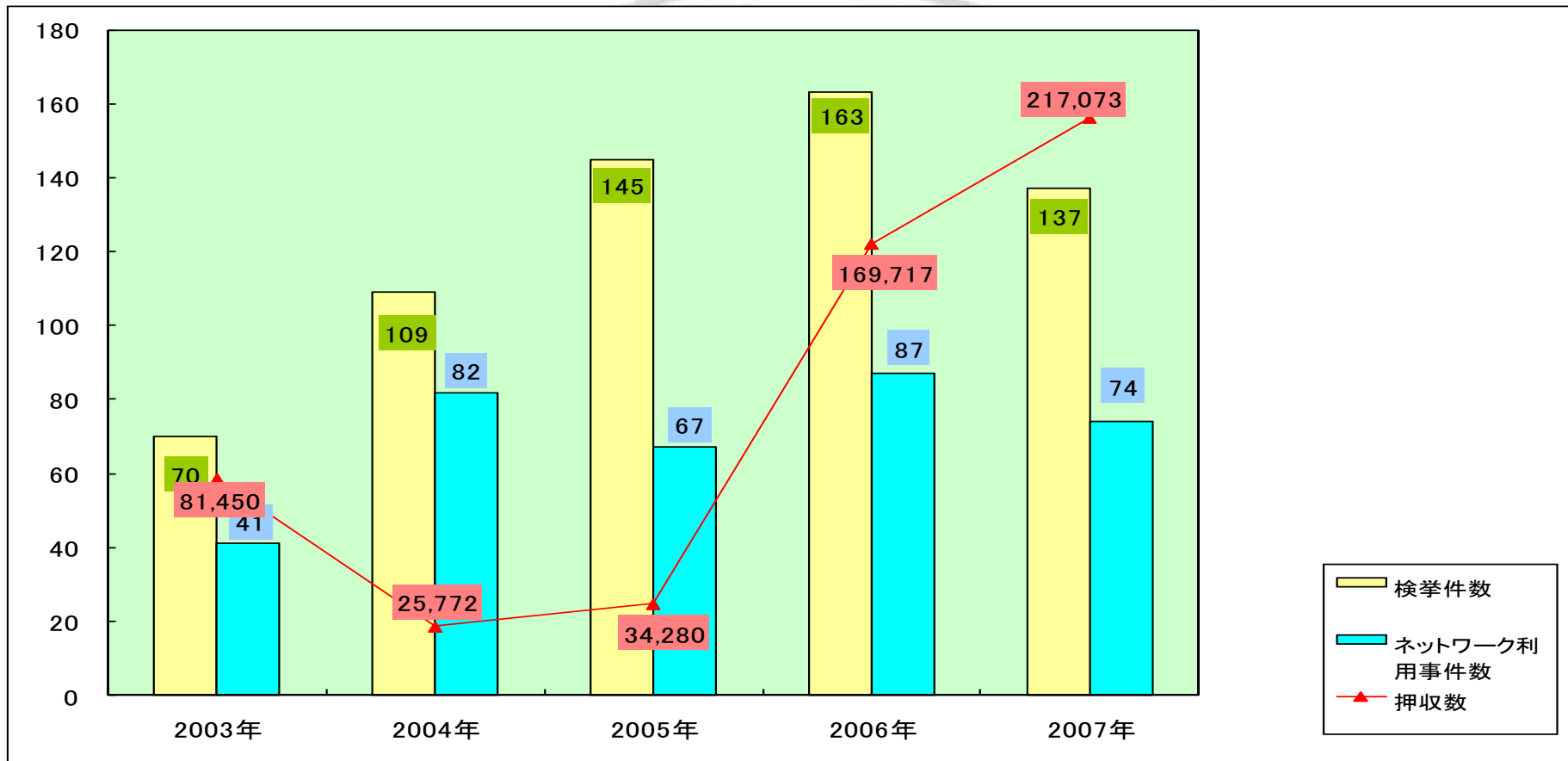
ブロードバンド回線（光、DSL、CATV）	73.4%
ナローバンド回線（ISDN、電話回線）	24.9%

（2009年4月・総務省「通信利用動向調査」より）



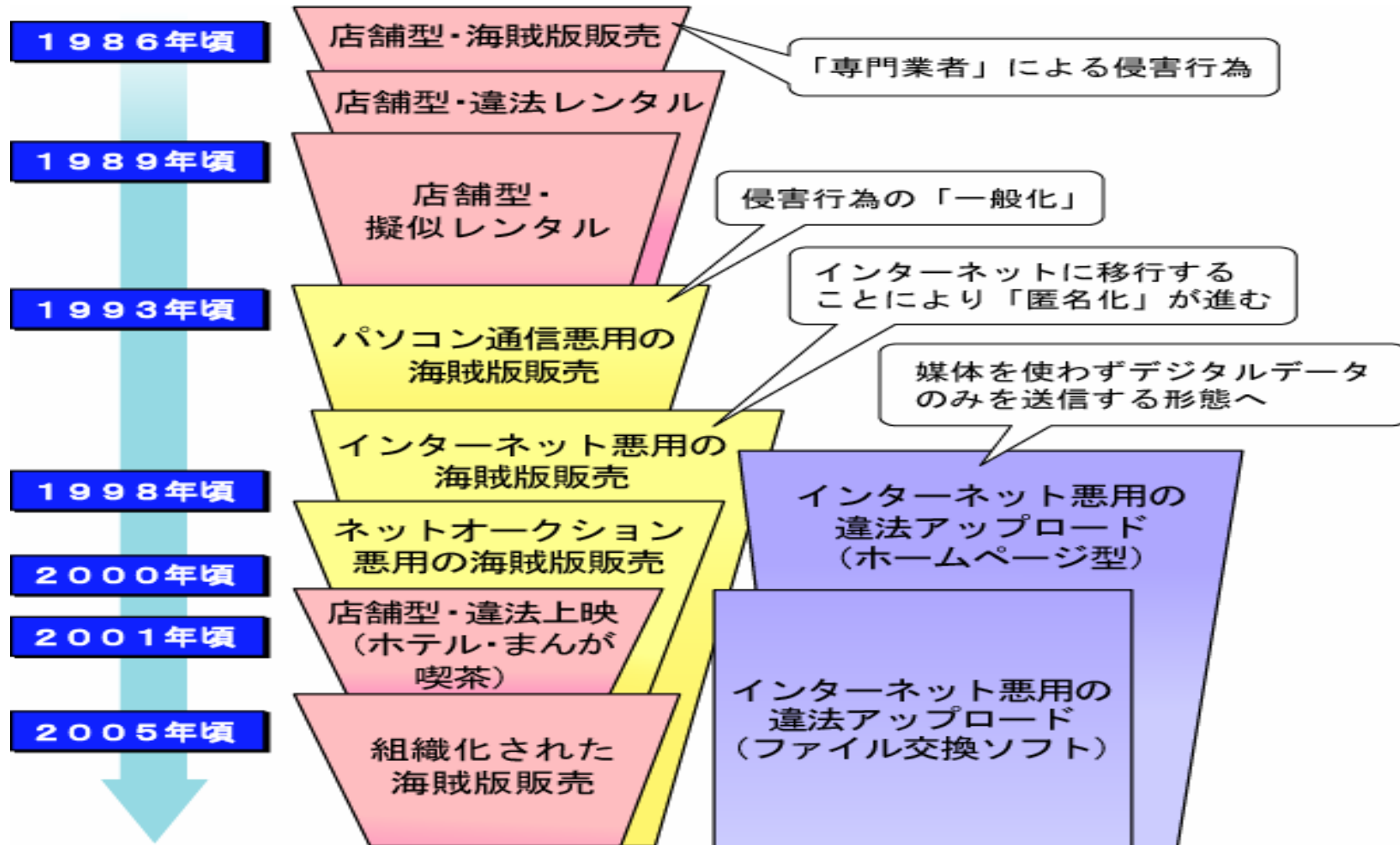
日本におけるインターネット上の 著作権侵害状況

過去5年間の著作権侵害事件全体とインターネット利用事件の検挙 件数・逮捕者数（警察庁統計）





デジタル著作物の侵害事犯の変遷



出典:ACCS

©2009CODA





著作権侵害の類型

◆ インターネットを悪用した海賊版頒布

- ・インターネットオークション
- ・Webサイト(ホームページ)
- ・BBS(電子掲示板)
- ・電子メール(スパムメール)

等で顧客を募り、海賊版の販売を行う。

※海賊版は郵便、宅配便などで送られる



著作権侵害の類型

◆ インターネットを悪用した違法アップロード

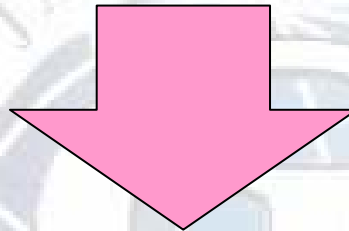
- Webサイト
- アップロード専用掲示板
- ファイル交換ソフト(P2P)
- 動画投稿サイト(YouTube等)

※ 著作物はネットワークを通じて送られる



動画投稿サイトにおける被害の実態

●動画投稿サイトでは、無断で放送終了数時間後にはアップロードされてしまう。



各権利者が個別に削除要請等に対応

⇒全ての違法アップロードに対応することは困難



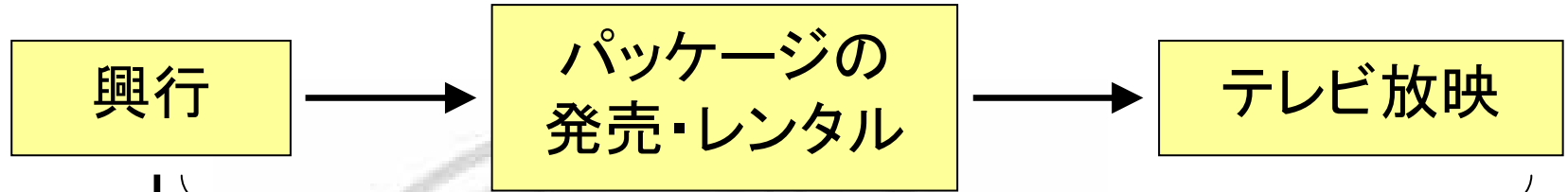
<「ニコニコ動画 (<http://www.nicovideo.jp/>)」に違法アップロードされた映像>



劇場盗撮による被害



正規品:
(一般的な場合)



海賊版流通により打撃

年間被害額: 約200億円

海賊版:



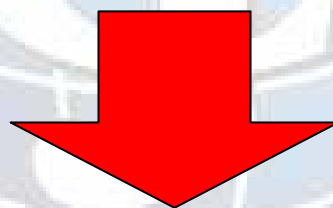
オンラインでの
違法アップロード

海賊版パッケージ



映画の盗撮の防止に関する法律

- 施行日：2007年8月30日
- 国内の有料上映開始後8ヶ月以内の作品につき、無断録音・録画を禁止
- 罰則：10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科



国内および日本発の映画コンテンツ海賊版撲滅への効果が期待される



ファイル共有ソフトの利用状況

◆利用者割合

「現在利用者」 ネットワーク人口の 9.1%

「過去利用者」 ネットワーク人口の11.7%

※2008年調査では、「現在利用者」は10.3%

◆「現在利用者」が主に利用しているファイル共有ソフト

「Winny・Winnyp」23.1%、「Cabos」19.0%、「Limewire」16.3%、「BitComet・BitTorrent」14.5%、「Share」9.6%の順。

(2009年9月 ACCS・RIAJ・JIMCA調査)



ファイル共有ソフトの利用状況

◆「Winny」ネットワーク上で流通する ニンテンドーDSソフト調査

- 日時： 2008年8月10日 23:00～11日 22:59(24時間)
- 結果： 185万7,988本の流通を確認
- 被害相当額： 59億4,556万1,600円
- 特徴： 全タイトルがダウンロード可能
発売日直前から流通が開始



インターネット侵害への国内権利者の対応



「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)」設立

- ◆ インターネット上での知的財産権侵害品の流通防止を目的として、7権利者(団体)および5インターネット事業者によって2005年12月に設立された民間組織。
- ◆ インターネットオークションなどで生じている海賊版、模倣品の流通など知的財産権に関する問題や課題について、
 - ・権利者(団体)とインターネット事業者で共通した認識を持つために情報交換を行い、
 - ・両者が連携し取り得る対策について検討及び実施することを目的とする



P2P侵害への国内権利者の対応

- ◆ 2008年5月、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が発足。
- ◆ 協議会には、ACCSをはじめとした著作権関連団体や、ISP関連団体など、8団体・1社が参加。
- ◆ ①メールによる注意喚起、②アカウントの停止、③損害賠償請求などについて、実施にあたっての具体的問題及び課題などについて情報を共有し、検討を進めた結果、2010年4月よりメールによる注意喚起を開始する。

出典: ACCS



国内権利者の侵害対応

- 2009年11月30日、
ファイル共有ソフト「Share」を利用した著作権法
違反事件について全国10都道府県において
一斉取締を実施した。

検索箇所 26箇所 逮捕者 11人



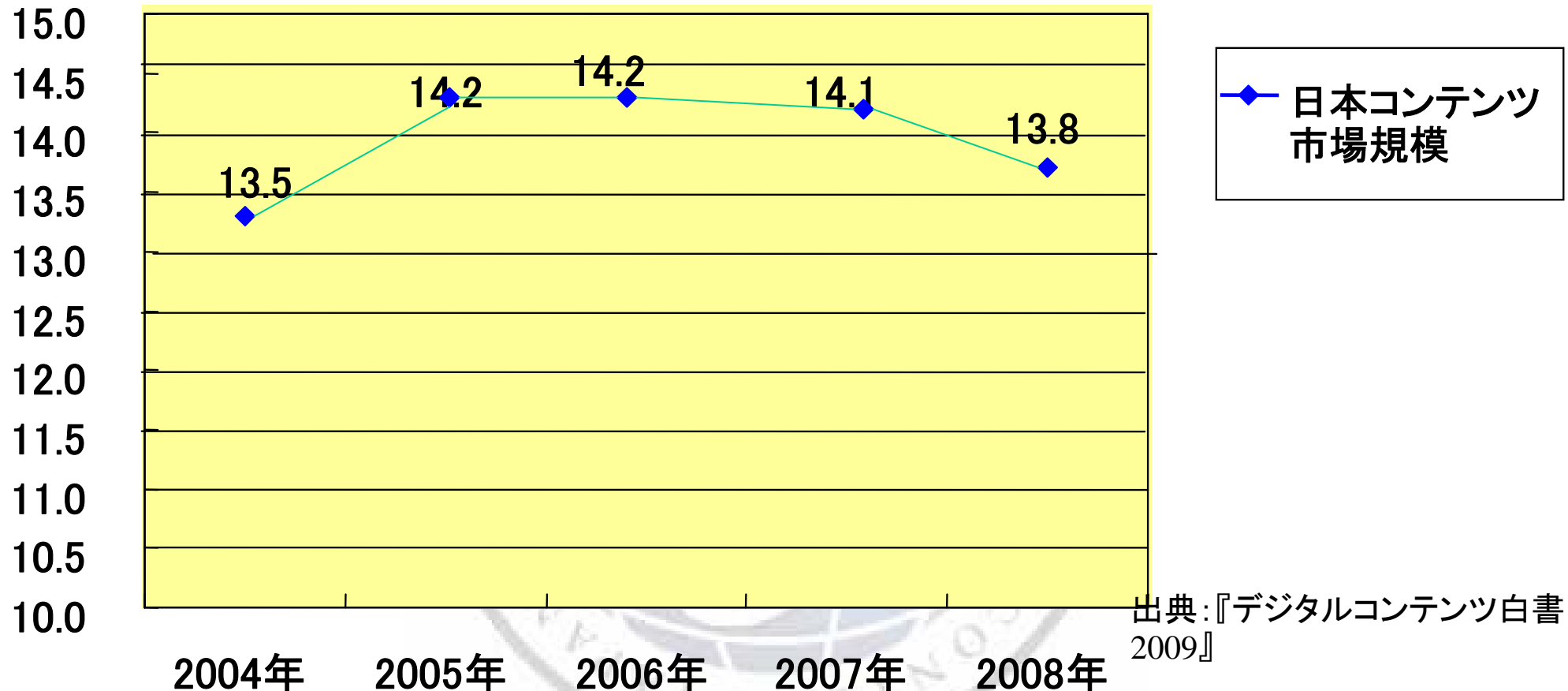
日本での「Share」使用者に大変なインパクトを
与えた。



日本コンテンツの海外展開の必要性



(兆円)



日本国内のコンテンツ市場はほぼ成熟状態

©2009CODA





CODAの今後の取組

・現状の取組

権利者がネット上の著作権侵害物を目視等により確認し削除依頼をしている。

⇒ 日本国内に限定されず海外のサイト
運営者に対して実施している。



CODAの今後の取組

- ・日本コンテンツの企業、団体が会員である
CODAが出来得る対策とは？
 - ⇒ フィンガープリントや電子すかし等の技術
の特徴を検証することにより、広く会員の
保有する著作物の侵害コンテンツ発見に
役立てる。



CODAの今後の取組

- 技術を利用した具体的な対応策の検討のために実証実験を進行中！
 - 1) 技術を使用し、「自動監視」できる枠組の策定
 - 2) 侵害コンテンツの自動監視から削除までのスキームの策定
 - 3) サイト運営者との協力関係の構築



CODAにおける技術検証

- 年々変化する侵害形態に対応して、特定のベンダに依存せず、対策技術を検証し、権利者の対策検討に資する情報を提供する
- 複数の権利者が個別に検証を行うのではなく、集約する事で効率化を図る
- 権利者自らが技術を使うだけでなく、UGCサイトなど他の形で侵害に関わる組織と相対する際にも有用となる情報を提供する



侵害対応と対策技術

侵害対応

ファイル収集

著作物認識

削除要請

追跡調査

技術的対策

Webクローラー
P2Pクローラー
ダウンローダー

ハッシュ
フィンガープリント
電子透かし

自動削除通知

Webトラッカー
P2Pクローラー

統合管理システム

技術的な要素



著作物認識技術検証

侵害コンテンツ

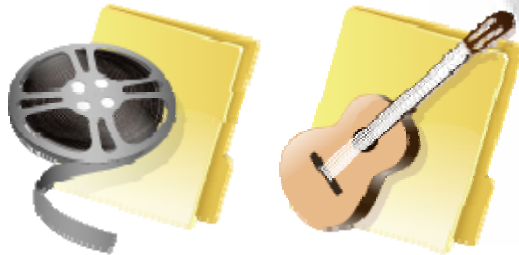


既存のコンテンツに適用でき、動画の劣化や改変に強いフィンガープリント技術を検証

フィンガープリント
照合

検証項目:

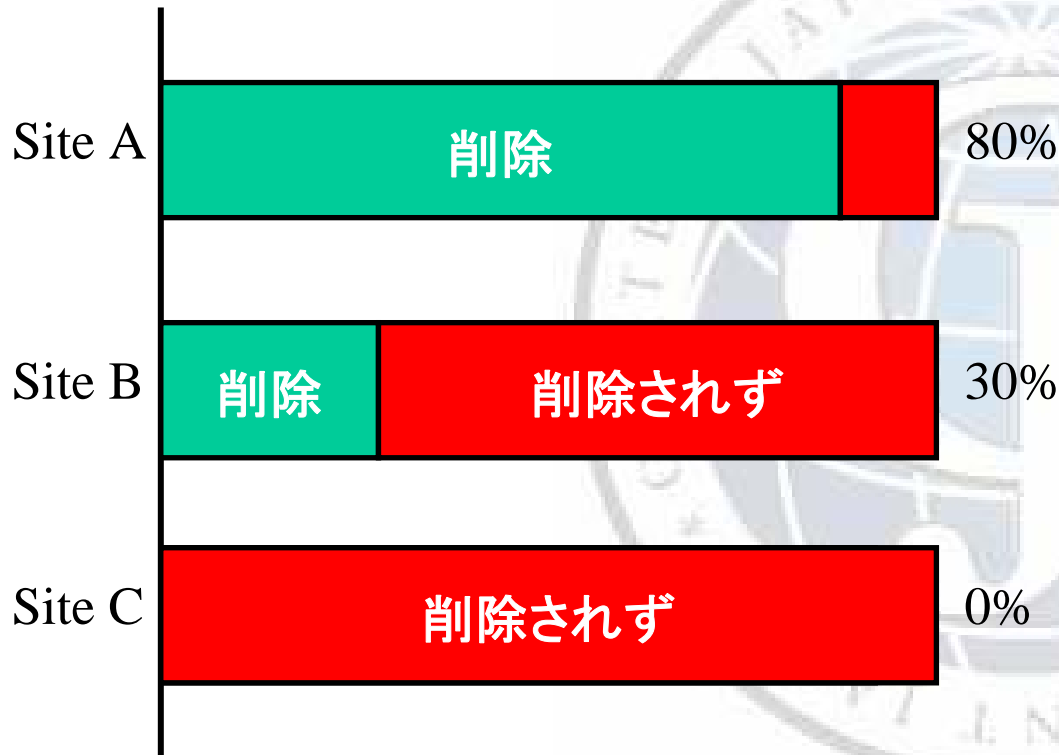
認識率、誤認識率、認識漏れ率
速度、システム組み込み容易性
コスト、他



マスターコンテンツ



ファイル特定と削除検証



国内権利者からの削除要請に応じないサイトに対して、一括削除要請とトラッキングを実施

技術検証と併せて交渉、スキーム策定を試行

検証項目：
削除率、削除までの日数
受付方法、他



ご清聴ありがとうございました